

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課）

項目名	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の延長		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p>【要望の内容】 適用期限を 2 年延長する。</p> <p>（現行制度の概要） 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、次の措置を講ずる。</p> <p>① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産（※1）の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の 32%（建物等については 16%）の特別償却ができる。</p> <p>※1 環境負荷低減事業活動用資産 ・ 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 ・ 環境負荷低減事業活動（化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な設備等</p> <p>② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産（※2）の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の 32%（建物等については 16%）の特別償却ができる。</p> <p>※2 基盤確立事業用資産 ・ 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (▲10 百万円) (— 百万円)	— 百万円 (▲10 百万円) (— 百万円)

(1) 政策目的

農林漁業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。

(2) 施策の必要性

近年、気候変動や生物多様性の保全に関する世界的な情勢が深刻化する中、農林水産分野での環境負荷低減の対応が国際的な重要課題となっている。また、我が国の農林水産業においても、高温や資材調達の不安定化による食料生産への影響が顕在化していることから、食料システム全体で環境負荷の低減を図ることが重要課題となっている。

こうした課題に対応していくため、農林水産省では令和3年に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を策定し、これを実現するための立法措置として、令和4年には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）」が成立し、農林漁業に由来する環境負荷の低減の取組を行う農林漁業者及びその基盤を確立する事業者に関する計画の認定制度が設けられた。

その後、令和6年6月には、農林水産政策の基本理念や方向性を定める「食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」が25年ぶりに改正され、「食料安全保障の確保」等と並んで、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに政策の柱として位置付けられたところであり、農林水産行政におけるみどり戦略の重要性はさらに増加している。

直近の情勢としても、令和6年には世界の平均気温が史上最高値を記録し、令和7年においても我が国で高温・渇水による影響が深刻化するなど、みどり戦略の推進の必要性はさらに高まっている。

こうした中で、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者が必要な設備の導入を円滑に進め農林漁業の持続性の確保を図るには、投資インセンティブとして農業機械の取得等に伴う初期投資の負担軽減を図る本特例措置が有効であり、活用を希望する認定者が着実に伸びている中、引き続き、本特例措置が必要不可欠である。

その他の主な政府決定の方針に以下のとおり位置付けられており、生産現場における化学肥料・化学農薬の使用の低減や、その際に必要な新技術を普及するための基盤を確立することが極めて重要となっている。

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」において、「食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等の構造転換を推進する（中略）みどりの食料システムの確立に向け、有機農業等の先進的な取組の後押し、食品事業者の育成及び生産者との連携の促進、消費者理解の醸成に資する「取組の見える化」等を進める。」とされている。
- ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日閣議決定）」において、「みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進、有機農産物の需要拡大に向けた食品事業者と生産者の連携、生産者の環境負荷低減の努力の見える化、農業分野でのJ-クレジットの活用、食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。」こととされている。
- ・「経済財政運営の改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」において、みどり戦略を加速化することとされている。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 I-4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮</p> <p>《政策分野》 ⑩ 農業生産活動における環境負荷の低減</p>
		政策の達成目標	本特例措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、有機農業の取組面積を令和12年度までに6.3万haとする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	みどりの食料システム法に基づき、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組を促進し、有機農業の取組面積を4.95万haに拡大させる。
		政策目標の達成状況	令和5年度末時点の有機農業の取組面積：3.45万ha
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度 104件 令和8年度 145件 令和9年度 205件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は特別償却を可能としており、これにより、農業者及び事業者は環境負荷低減やその基盤の確立に向けて投資を行う初年度において、税負担軽減による資金繰りの緩和（資金繰りやキャッシュフローの改善）を図ることが可能であり、投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農業者及び事業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件を満たすものに限定することにより、生産性向上に資する投資に重点化して支援を行う制度設計がなされている。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>みどりの食料システム戦略推進総合対策 令和8年度概算要求額 39億円の内数</p> <p>みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者の環境負荷低減の取組に資する機械・施設の導入や調査・分析・改良等の取組を支援。</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算上の措置については、モデル的な農業者及び事業者に対して取組を補助するものである。 一方、本特例措置については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある基盤確立事業者を広く支援するものである。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。 農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象者等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることで政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。 これまでの適用実績は少ないが、これは令和4年度以降、肥料・燃料などの資材が高騰すること等により経営が厳しい状況となり、当初本特例措置の活用を希望していた者が活用を見送ったことによるものであり、令和7年度以降は経営改善が見込まれる中、環境負荷低減に取り組むための投資のインセンティブとして、引き続き本特例措置が必要。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】 令和4年度 0件(3件) 令和5年度 4件(218件) 令和6年度 41件(413件)</p> <p>【減収額】 令和4年度 0百万円(11百万円) 令和5年度 10百万円(64百万円) 令和6年度 22百万円(110百万円)</p> <p>※ 適用件数及び減収額は、みどりの食料システム法に基づく認定計画書を基に算出。</p> <p>前回要望時の見込みと実績が乖離している原因は、 ① 本特例措置の対象となる農業者の導入機械等は環境負荷低減に資するものとして国が確認したものとなるが、農業者のニーズに応じた機械等の開発・製造・販売が現時点では不十分であること ② 令和4年度以降、肥料・燃料などの資材が高騰すること等により経営が厳しい状況となる中、当初本特例措置の活用を希望していた者が活用を見送ったことによるものである。 このため、令和7年度以降、農業者のニーズに対応した対象機械の拡充や経営改善が見込まれる中、環境負荷低減に取り組むための投資のインセンティブとして、引き続き本特例措置が必要。</p>

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却</p> <p>① 租税特別措置法第 44 条の 4</p> <p>② 適用件数 令和 4 年度 0 件 令和 5 年度 1 件</p> <p>③ 適用総額 令和 4 年度 0 百万円 令和 5 年度 39 百万円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>環境負荷低減の取組やその基盤を確立する事業に必要な機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置により機械等の導入を行った際の税負担を軽減することにより農業者及び事業者による投資のインセンティブとなり、有機農業の取組面積増加に寄与している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>本特例措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、令和 12 (2030) 年までに化学農薬使用量(リスク換算)を 10%低減(2019 年農薬年度比)、化学肥料使用量を 20%低減(2016 年比)、有機農業の取組面積を 6.3 万 ha とする。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和 5 (2023) 年実績値は、化学農薬使用量(リスク換算)が 15%低減(2019 年農薬年度比)、化学肥料使用量が 25%低減(2016 年比)、有機農業の取組面積が 3.45 万 ha (2017 年比 1.1 万 ha 増加)となっており、目標達成に向け順調に推移している。</p>
これまでの要望経緯		<p>令和 4 年度 創設 令和 6 年度 適用期限の 2 年延長</p>